

○あま市甚目寺老人福祉センター運営審議会規則

平成22年3月22日

規則第74号

改正 平成29年3月24日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、あま市甚目寺老人福祉センター条例（平成22年あま市条例第107号）第14条の規定に基づき設置するあま市甚目寺老人福祉センター運営審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 甚目寺老人福祉センターの運営及び事業計画に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 福祉の関係者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 医師
- (5) 市関係職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政部人権推進課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年3月22日から施行する。

附 則 (平成29年規則第6号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。